

青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の
特別措置に関する条例（平成二十年条例第五号）新旧対照表

改正後	改正前
第一条 （略） （課税免除） 第二条 法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和十年三月三十一日までに、承認地域経済牽引事業のための施設で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。以下「省令」という。）第二条に規定する要件に該当するもの（規則で定める事業に係るものに限る。以下「適用対象施設」という。）を法第四条第二項第一号に規定する促進区域内に設置した法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。 第三条～第六条 （略）	第一条 （略） （課税免除） 第二条 法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和七年三月三十一日までに、承認地域経済牽引事業のための施設で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。以下「省令」という。）第二条に規定する要件に該当するもの（規則で定める事業に係るものに限る。以下「適用対象施設」という。）を法第四条第二項第一号に規定する促進区域内に設置した法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。 第三条～第六条 （略）